

鎌倉市議会

5月臨時会議案集

(その1)

令和7年(2025年)

目 次

議案第 1 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認について……………	5
報告第 1 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	7
報告第 2 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	8
報告第 3 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	9
報告第 4 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	10
報告第 5 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	11
報告第 6 号	継続費の通次繰越しについて……………	12
報告第 7 号	繰越明許費について……………	14
報告第 8 号	繰越明許費について……………	17
報告第 9 号	事故繰越しについて……………	19
報告第 10 号	繰越額使用計画について……………	21

議案第 1 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の
制定に関する専決処分の承認について

次の鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和7年（2025年）3月31日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）5月22日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第46条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号エの前に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第46条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 1 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について

令和 6 年（2024年）5 月 20 日、鎌倉市山崎 354 番 2 敷地内で発生した、都市整備部作業センター用務で稼働中の軽貨物自動車による交通事故に係る市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年）5 月 22 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 16,779 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市山崎 365 番 9
三菱電機ライフサービス株式会社
湘南支社
取締役支社長 岡 崎 俊 博 |
| 3 | 処分の日 | 令和 7 年（2025年）4 月 25 日 |

報告第 2 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について

令和 6 年（2024 年）8 月 27 日、鎌倉市山ノ内 8 番地先路上で発生した、教育文化財部文化財課用務で稼働中の軽貨物自動車による交通事故に係る市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025 年）5 月 22 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 173,800 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市大船 1709 番地 2
神奈川県大船警察署
署長 佐々木 卓 栄 |
| 3 | 処分の日 | 令和 7 年（2025 年）4 月 25 日 |

報告第 3 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和6年（2024年）10月22日、鎌倉市御成町18番10号敷地内で発生した、総務部公的不動産活用課用務で稼働中のマイクロバスによる交通事故に係る市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年） 5 月 22 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 335,676円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [redacted]
[redacted] |
| 3 | 処分の日 | 令和7年（2025年）4月25日 |

報告第 4 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和6年（2024年）10月25日、鎌倉市山崎604番地先路上で発生した、鎌倉消防署警備課用務で稼働中の救急自動車による交通事故に係る市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年） 5 月 22 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 809,446円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [redacted]
[redacted] |
| 3 | 処分の日 | 令和7年（2025年）4月25日 |

報告第 5 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和 6 年（2024年）12月13日、鎌倉市二階堂53番地先路上で発生した、総務部資産税課用務で稼働中の軽貨物自動車による交通事故に係る市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年）5 月22日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 130,000円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市西御門二丁目9番20号
有限会社東御門
代表取締役 鈴木 康 裕 |
| 3 | 処分の日 | 令和 7 年（2025年）4 月25日 |

報告第 6 号

継続費の逡次繰越しについて

令和 6 年度一般会計予算中、名越中継施設整備事業、鎌倉海岸下水道排水設備等整備事業、市営深沢第 6 住宅解体事業、第一中学校通学路法面整備事業の継続費の支払残額を令和 7 年度に逡次繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第145条第 1 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年） 5 月22日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和6年度鎌倉市継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の 総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国(県) 支出金	地方債	その他
20 衛生費	10 清掃費	名越中継施設整備事業	5,542,396,000	9,928,000	0	9,928,000	2,123,836	7,804,164	7,804,164	円	円	円	円
40 観光費	05 観光費	鎌倉海岸下水道排水設備等整備事業	308,319,000	285,408,000	0	285,408,000	51,800,000	233,608,000	233,608,000	円	0	0	0
45 土木費	25 住宅費	市営深沢第6住宅解体事業	163,460,000	65,384,000	0	65,384,000	48,400,000	16,984,000	16,984,000	円	0	15,300,000	0
55 教育費	05 教育総務費	第一中学校通学路法面整備事業	395,825,000	151,703,000	0	151,703,000	56,166,000	95,537,000	95,537,000	円	0	0	0

繰越明許費について

令和 6 年度一般会計予算中、大船行政センター石綿除去等業務委託事業、戸籍情報総合システム氏名の振り仮名記載一括処理対応業務委託事業、令和 6 年度非課税世帯給付金支給事業、鎌倉市名越クリーンセンター防火水槽設計業務委託事業、大船駅東口公衆トイレ改修事業、交通安全施設整備事業（市道023-000号線外）、道路維持修繕事業（市道205-039号線外）、道路新設改良整備事業（市道015-000号線外）、東勝寺橋ひぐらし公園復旧事業、大船消防署電気設備修繕事業、第二小学校受水槽改修事業、御成小学校給食室・特別支援教室冷暖房設備更新事業、学びの多様化学校外構整備事業、学びの多様化学校の設置に係る外構整備事業、学びの多様化学校の設置に係る外構工事監理業務委託事業、史跡北条氏常盤亭跡崩落対策詳細設計業務委託事業、鎌倉武道館電気設備修繕事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年） 5 月22日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和6年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				の財源内			一 般 財 源
					既収入特定財源	未 収 入		特 定 財 源	内 源			
						国(県)支出金	地 方 債			その他特財		
10 総務費	05 総務管理費	大船行政センター石綿除去等業務委託事業	89,331,000	59,331,000	円	円	円	円	円	円	円	6,031,000
10 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報総合システム氏名の振り仮名記載一括処理対応業務委託事業	3,850,000	3,850,000	円	円	円	円	円	円	円	0
15 民生費	05 社会福祉費	令和6年度非課税世帯給付金支給事業	748,595,000	301,255,937	円	円	円	円	円	円	円	0
20 衛生費	10 清掃費	鎌倉市名越クリーンセンター防火水槽設計業務委託事業	8,250,000	8,250,000	円	円	円	円	円	円	円	8,250,000
40 観光費	05 観光費	大船駅東口公衆トイレ改修事業	100,584,000	100,584,000	円	円	円	円	円	円	円	0
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業 (市道023-000号線外)	26,917,000	26,917,000	円	円	円	円	円	円	円	2,717,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業 (市道205-039号線外)	96,338,000	96,338,000	円	円	円	円	円	円	円	9,638,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路新設改良整備事業 (市道015-000号線外)	102,828,000	102,828,000	円	円	円	円	円	円	円	10,328,000

令和6年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				の財源内			一般財源
					既収入特定財源	未収入		特定地方債	財源			
						国(県)支出金				その他特財		
45 土木費	20 都市計画費	東勝寺橋ひぐらし公園復旧事業	27,588,000 円	27,588,000 円	0 円	0 円	20,600,000 円	0 円	0 円	6,988,000 円		
50 消防費	05 消防費	大船消防署電気設備修繕事業	2,239,000	2,238,500	0	0	0	0	0	2,238,500		
55 教育費	10 小学校費	第二小学校受水槽改修事業	45,342,000	34,342,000	0	0	0	0	27,500,000	6,842,000		
55 教育費	10 小学校費	御成小学校給食室・特別支援教室冷暖房設備更新事業	34,637,000	34,637,000	0	0	0	0	0	34,637,000		
55 教育費	15 中学校費	学びの多様化学校外構整備事業	38,236,000	25,936,000	0	0	18,800,000	0	0	7,136,000		
55 教育費	15 中学校費	学びの多様化学校の設置に係る外構整備事業	40,650,000	32,043,000	0	0	24,000,000	0	0	8,043,000		
55 教育費	15 中学校費	学びの多様化学校の設置に係る外構工事監理業務委託事業	1,954,000	1,954,000	0	0	0	0	0	1,954,000		
55 教育費	20 社会教育費	史跡北条氏常盤亭跡崩落対策詳細設計業務委託事業	25,157,000	19,657,775	0	5,178,000	0	0	0	14,479,775		
55 教育費	25 保健体育費	鎌倉武道館電気設備修繕事業	8,910,000	8,910,000	0	0	0	0	0	8,910,000		

繰越明許費について

令和 6 年度公共用地先行取得事業特別会計予算中、大塚川から新川への分水用地取得事業及び大塚川から新川への分水用地建物等移転補償金について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年） 5 月22日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和6年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(公共用地先行取得事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入				
						国（県）支出金	地方債	その他		
05 事業費	05 用地取得事業費	大塚川から新川への分水用地取得事業	45,687,000	45,687,000	0	0	45,600,000	0	87,000	
05 事業費	05 用地取得事業費	大塚川から新川への分水用地建物等移転補償金	43,780,000	43,780,000	0	0	43,700,000	0	80,000	

事故繰越しについて

令和 6 年度一般会計予算中、学びの多様化学校建設予定地埋蔵文化財発掘調査業務委託事業（令和 5 年度からの明許分）及び学びの多様化学校建設予定地埋蔵文化財発掘調査業務委託事業（令和 6 年度当初分）について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年） 5 月22日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和6年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未 国(県) 支出金	地 方 債	財 源 そ の 他	一般財源	
55 教育費	15 中学校費	学びの多様化学校建設予定地埋蔵文化財発掘調査業務委託事業(令和5年度からの明許分)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	埋蔵文化財発掘調査において、掘削調査前は出土する数量として遺構の数が500基、遺物が60箱程を見込んでいましたが、掘削調査を実施した結果、遺構は800基、遺物は104箱出土し、また、出土した遺構・遺物の形状が複雑なものや規模が大きなものが多く、掘削調査後に行う報告書作成に係る作業量が増加し、年度内に業務が完了しないもの。	
			84,844,820	0	84,844,820	0	0	0	84,844,820				
55 教育費	15 中学校費	学びの多様化学校建設予定地埋蔵文化財発掘調査業務委託事業(令和6年度当初分)	11,955,180	0	11,955,180	0	11,955,180	5,000,000	0	0	6,955,180	埋蔵文化財発掘調査において、掘削調査前は出土する数量として遺構の数が500基、遺物が60箱程を見込んでいましたが、掘削調査を実施した結果、遺構は800基、遺物は104箱出土し、また、出土した遺構・遺物の形状が複雑なものや規模が大きなものが多く、掘削調査後に行う報告書作成に係る作業量が増加し、年度内に業務が完了しないもの。	

繰越額使用計画について

令和 6 年度下水道事業会計予算中、雨水排水施設築造実施設計業務委託事業（土腐川第 2 排水区）、山崎浄化センター処理場改築実施設計業務委託事業、公共下水道（汚水）改築事業（西部圧送管）及び公共下水道（雨水）築造事業（西御門川雨水幹線）について、別紙計算書のとおり繰越しをした。

よって、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025 年）5 月 22 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和6年度鎌倉市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						国（県）支出金	地方債	増資	利益剰留金等			
4 資本的支出	11 建設改良費	雨水排水施設築造実施設計業務委託事業（土腐川第2排水区）	15,417,600	0	15,417,600	0	14,600,000	817,600	0	0	0	施工場所を占用する他企業との調整に時間を要し、年度内に工事を完了することが不可能となったため。
4 資本的支出	11 建設改良費	山崎浄化センター処理場改築実施設計業務委託事業	148,000,000	0	148,000,000	74,000,000	66,600,000	7,400,000	0	0	0	社会資本整備総合交付金の追加配当に伴い、2月補正で予算措置したもので、年度内に工事を完了することが不可能となったため。

令和6年度鎌倉市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						国（県）支出金	地方債	増資	利益剰留金等			
4 資本的支出	11 建設改良費	公共下水道（汚水）改築事業 （西部圧送管）	220,000,000 円	0 円	220,000,000 円	0 円	209,000,000 円	11,000,000 円	0 円	0 円	0 円	必要機器の先の使用者の返却遅延により、本工事への機器搬入が遅延し、年度内に完了することとなったため。
4 資本的支出	11 建設改良費	公共下水道（雨水）築造事業 （西御門川雨水幹線）	107,090,500 円	0 円	107,090,500 円	0 円	85,200,000 円	21,890,500 円	0 円	0 円	0 円	水路工事で設置するコンクリート部材（U型カルバート）が鉄筋不足により製造できず納入が遅れ、年度内に完了することが不可能となったため。